

# 自動物流道路の事業運営形態に関するサウンディング型市場調査 実施要領

令和6年10月10日

国土交通省道路局企画課道路経済調査室

## 1. 調査の目的

国土交通省では、令和6年2月に有識者などで構成する「自動物流道路に関する検討会」（委員長：羽藤英二東京大学大学院教授）を設置し、令和6年7月には『自動物流道路のあり方中間とりまとめ』を実施しました。中間とりまとめにおいては、自動物流道路のコンセプト、実現に向けた検討の方向性、想定ルートや実験線の設定などの考え方について示され、長期的には物流量が特に多い東京－大阪間を対象とした長距離幹線構想を実現していくため、2027年度までの新東名高速道路の建設中区間での実験実施と、2030年代半ばまでの第1期区間での運用開始に取り組むことが提言されています。

この中で、自動物流道路の実現にあたっては、『民間資金を想定するとともに、民間の活力を最大限活用する。』としており、民間企業が参画しやすい事業運営モデルの構築が重要な課題であると認識しています。第5回自動物流道路検討会においても「今後の自動物流道路の具体化に向けて、民間企業の意見を聞いていくことが重要。」との議論があったことを踏まえ、事業運営モデルに関しサウンディング型市場調査を通じ、広く民間企業の意見を聴取することとします。本サウンディング調査は、自動物流道路の建設・運営・管理に際して、民間企業を主体とした事業運営モデルを検討するため、民間企業の事業への関心度、事業概要の仮定等に関する意見を確認し、今後の事業運営モデルの検討の参考とすることを目的としています。

サウンディング調査にあたっては、自動物流道路の事業概要について自動物流道路に関する検討会での議論、中間とりまとめでの提言を踏まえ、一定の事業概要の仮定を設定いたします。なお、この仮定については、議論・検討を行うために設定しているものであり、事業スキームを含む事業概要が確定していることを意味しているものではありません。

## 2. サウンディング型市場調査における自動物流道路の事業概要の仮定

### (1) 自動物流道路の機能

自動物流道路は、物流の機能のうち、輸送、保管、荷役とそれらに関連する情報の機能を有するものとします。それにより、自動物流道路では、発地から着地までの一貫パレチゼーション<sup>1</sup>を前提とした貨物の移動を行います。自動物流道路の拠点においてはパレタイズド貨物（ロールボックスパレットを含む。）の荷役（トラック等の他のモードからの荷下ろしおよびトラック等の他のモードへの積込み）を自動で行う想定です。

---

<sup>1</sup>貨物を同一のパレット（ロールボックスパレットを含む。）に積付けたまま、その荷姿を崩すことなく発地から着地まで移動させることで、輸送、保管、荷役などの合理化を図ること。

## (2) 事業対象区間

全体としては東京－大阪間を想定していますが、第一期区間は先行ルートを含む大都市近郊の特に渋滞が発生する区間（約 100 キロ以上を想定）を想定しています。なお、それ以外の区間を対象区間に加えても差し支えありません。

## (3) 想定される経路・拠点

東京－大阪間を結ぶ既存の道路空間<sup>2</sup>（東名高速道路、新東名高速道路、名神高速道路、新名神高速道路等）を活用することを想定しています。

拠点は、想定する事業対象区間の各県 1 カ所、合計 8 拠点（東京、神奈川、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪）以上を設置することを想定しています。

## (4) 輸送量と貨物の規格

検討会における試算値程度（第 5 回自動物流道路に関する検討会 資料 1 に基づく各拠点間約 12 万～14 万 t/日程度を想定）の物流量を輸送することを想定しています。

なお、搬送する貨物のサイズは、11 型パレットの規格で全高 1,800mm までのサイズとし、重量は 1 トンまでと想定しています。搬送手法に合わせ、一度に搬送する貨物量は任意に設定してかまいません（第 5 回自動物流道路に関する検討会 資料 1 では 1 t～ 4 t の貨物を扱う場合の輸送密度を試算）。

## (5) 搬送手法

デジタル技術を活用し、無人化・自動化された自動搬送機器で 24 時間搬送することを想定しています。なお、自動搬送機器への貨物の積込み、荷下ろしも自動化することを前提とします。

また、拠点間を結ぶ本線上の走行速度は、時速 30 キロメートル程度とし、バッファリング機能（物流専用空間内に荷物を滞留すること）を確保することを想定しています。

その他、クリーンエネルギーの活用（カーボンニュートラル実現の観点）を考慮することとします。

## 3. 想定される業務内容及び実施者

	業務	業務内容	実施者
建設・製造	自動物流道路の設計・建設	○自動物流道路の構築に必要なインフラ、拠点等の設計・建設。 ○搬送システム等の設計・製造。 ○その他必要な施設の設計・建設（製造）。	事業者
運営	自動物流道路の運営	○自動物流道路（拠点を含む。）内での貨物の移動・管理。 ○貨物搬送のために必要な搬送システムの運用。 ○自動物流道路運営者以外の者が所有する物流拠点との接続の調整。 ○既存の道路空間を保有する道路管理者との調整。	事業者

<sup>2</sup> 路肩・法面、中央帯、地下を含みます。

	安全管理	○自動物流道路や拠点の監視、取扱貨物の安全な搬送に必要な措置。	事業者
	料金徴収	○自動物流道路の利用者からの料金徴収。	事業者
	資金調達	○自動物流道路の建設等運営に関する資金の調達。	事業者
	その他	○その他自動物流道路の運営に必要な措置。	事業者
維持管理	清掃	○運行に必要な環境を保つために実施する自動物流道路内の掃除、清潔の保持。 ○廃棄物の処理。	事業者
	点検保守	○自動物流道路運営者が単独で所有するインフラ、施設、搬送システム等について、 （１）あらかじめ定めた手順により機能及び劣化の状態を調査する点検、定期点検及び日常点検。 （２）消耗部品の交換、部品の調整、注油等を行う定期保守及び日常保守。	事業者
	維持修繕	○自動物流道路運営者が単独で所有するインフラ、施設、搬送システム等について、劣化・損傷した部位・部材又は機能を実用上支障のない状態に回復させるために実施する補修、修理、部品の交換等のうち、日常的に発生する不具合に対応するためその都度行うもの。	事業者
	大規模修繕	○自動物流道路運営者が単独で所有するインフラ、施設、搬送システム等について、 （１）劣化・損傷した部位・部材又は機能を実用上支障のない状態に回復させるために実施する補修、修理、部品の交換等のうち時期を定めて計画的に行うもの。 （２）劣化・損傷した部位・部材又は機能を新しいものに取り替えること。	事業者
	災害復旧	○自動物流道路運営者が単独で所有するインフラ、施設、搬送システム等が災害により損傷した場合の復旧。	事業者
資産保有	資産保有	○自動物流道路の運営に必要なインフラ、施設、搬送システム等の保有。	事業者
その他	自動物流道路の空間の利活用	○貨物搬送の支障にならない範囲で、自動物流道路を活用した事業の実施。	事業者

#### 4. サウンディング型市場調査のスケジュール

実施方針の公表	令和6年10月10日(木)
説明会の参加申込期限	令和6年10月17日(木)
説明会の開催	令和6年10月21日(月)
サウンディング意見書の提出期限	令和6年11月7日(木)18時
サウンディング実施日時及び場所の連絡	令和6年11月8日(金)以降
サウンディングの実施	令和6年11月11日(月)～ 令和6年11月15日(金) 目途
実施結果概要の公表	令和6年度内

#### 5. サウンディングの内容

##### (1) サウンディングの対象

以下①～⑤に掲げる法人または法人グループを対象とします。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に該当する者および、その他何らかの事由により本調査に参加することが適当でないと認められる者を除きます。

日本国以外に本拠地を置く企業のサウンディングへの参加は排除されませんが、指定の日時・場所において対面でのサウンディングに参加できること、日本語でコミュニケーションが可能なこと、提出資料を日本語で作成・提出することを参加の条件とします。

なお、法人ごとではなく、部門ごとに意見提出いただいても構いません。

- ①自動物流道路事業の全ての業務の実施主体となることに関心を示す法人または法人グループ
- ②自動物流道路事業の一部(建設・製造、運営、維持管理、資産保有、その他)の業務の実施主体となることに関心を示す法人または法人グループ
- ③自動物流道路の空間の利活用の実施主体となることに関心を示す法人または法人グループ
- ④自動物流道路事業への参画意向は未定又は未確定であって、自動物流道路に関し意見提案を希望する法人または法人グループ
- ⑤自動物流道路の利用に関心を示す者であって、自動物流道路に関し意見提案を希望する法人または法人グループ

##### (2) サウンディングの項目

- ①自動物流道路への関心、関心のある業務
- ②事業概要の仮定等への意見
- ③対象施設、事業内容および実施者に関する提案
- ④自動物流道路の空間の利活用への提案
- ⑤上記以外の意見や具体的な提案

## 6. サウンディングの手続き

### (1) 説明会の開催

サウンディングへの参加を希望する事業者向けの説明会を実施します。参加を希望される方は、期日までに下記申込先へ、参加者の氏名、所属企業部署名（又は所属団体名）、電話番号を明記の上、電子メールにてご連絡ください。なお、件名は【説明会参加申込】としてください。一つの申し込みにつき2名までの参加といたします。また、会議室の都合上、オンラインでの参加をご案内する可能性がありますので予めご了承ください。

#### ①申込受付期間

令和6年10月10日（木）～10月17日（木） 18時

#### ②申込先

（9. 問い合わせ先のとおり）

#### ③説明会開催日時

令和6年10月21日（月）14時～15時

#### ④会場

国土交通省会議室（中央合同庁舎2号館・3号館（東京都千代田区霞が関2-1-3））を想定しており、説明会参加申し込み者に対し別途ご案内します。（オンライン併用）

### (2) 意見書等の提出

サウンディングへの参加を希望する場合は、「意見書」にサウンディング事項についての意見・考え等を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、申込先へ電子メールにて御提出ください。その他、必要に応じて、補足資料（様式自由）もご提出ください。なお、「意見書」の回答にあたっては、全ての項目・全ての業務内容について回答する必要はなく、業務への関心度合に応じ、回答可能な項目のみの記載でも構いません。

#### ①申込受付・提出期間

令和6年10月10日（木）～11月7日（木）18時

#### ②申込先

（9. 問い合わせ先のとおり）

### (3) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいたグループの担当者あてに、電子メールで「意見書」に関する質問事項等を照会し、サウンディングを実施いたします。

なお、必要に応じ対面又はオンラインでサウンディングを実施いたしますので、その場合、実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

#### ① 対面又はオンラインサウンディング実施期間

令和6年11月11日（月）～11月15日（金）10時～18時

#### ② 所要時間

30分程度を想定

#### ③ 場所

国土交通省会議室又はオンライン

#### ④ その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

対面でのサウンディングの実施に際して、(2)の意見書と別に説明のために資料を用いる場合には、提出分として計10部ご持参ください。オンラインの場合は別途の提出は不要です。

### (4) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

## 7. 留意事項

### (1) サウンディングの位置づけ

本サウンディングは、官民間の対話・提案手法のうち、事業発案のための構想検討・基本計画策定段階におけるサウンディングにあたります。

### (2) サウンディングに関する費用

サウンディングへの参加に関する費用（書類作成、対話等への参加費用等）については、参加者の負担とします。

### (3) 参加事業者の扱い

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。

また、今後、自動物流道路に関する事業者の公募を行う場合に、サウンディングへの参加実績が優位性を持つものではありません。

本調査でご意見・ご提案いただいた内容は、事業運営手法を検討・決定する際の参考としますが、必ずしも条件に反映されるものではありません。

### (4) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話（文書照会を含む）を行う場合があります。

## 8. 参考資料

- ・ WISENET2050・政策集
- ・ 自動物流道路のあり方 中間とりまとめ
- ・ 自動物流道路に関する検討会 配布資料

## 9. 問い合わせ先

質問等がある場合は下記の連絡先までお問い合わせください。

国土交通省道路局企画課道路経済調査室 村松係長

[TEL:03-5253-8487](tel:03-5253-8487)

e-mail: [hqt-keicho1@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-keicho1@gxb.mlit.go.jp)

以上